

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(令和元年10月1日～)

1 認定申請手数料 (法29I関係)

○ 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法30IIの申出を行う場合のみ合計
- ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の手数料相当額
(以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額)・・・審査を求める場合のみ合計

○ 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- 2) 共同住宅等の場合
 - ・住戸の部分のみ(一戸につき) : 区分「1」
 - ・住棟全体 : 区分「2」
- 3) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ(一戸につき) : 区分「1」
 - ・非住宅部分のみ : 区分「3」
 - ・建築物全体 : 区分「2」+「3」

【表1】基本額

区分	対象	床面積	評価建築物(※1)	簡易評価法建築物(※2)	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超～200㎡以下	6,120円	/	38,760円
		200㎡超～	6,120円		42,840円
2	共同住宅等	0㎡超～300㎡以下	11,220円		77,520円
		300㎡超～2,000㎡以下	22,440円		129,540円
		2,000㎡超～5,000㎡以下	51,000円		219,300円
		5,000㎡超～10,000㎡以下	89,760円		314,160円
		10,000㎡超～25,000㎡以下	134,640円		608,940円
		25,000㎡超～50,000㎡以下	205,020円		1,080,180円
3	非住宅建築物	50,000㎡超～	311,100円		1,991,040円
		0㎡超～300㎡以下	11,220円		255,000円
		300㎡超～2,000㎡以下	30,600円		412,080円
		2,000㎡超～5,000㎡以下	89,760円		587,520円
		5,000㎡超～10,000㎡以下	142,800円		724,200円
		10,000㎡超～25,000㎡以下	179,520円		855,780円
		25,000㎡超～50,000㎡以下	224,400円	976,140円	
		50,000㎡超～	314,160円	1,216,860円	

※1 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第30条第1項各号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。
 ※2 簡易評価建築物とは、モデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	床面積の合計	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
	30㎡以下	9,180円	18,360円
30㎡超～100㎡以下	31,620円	57,120円	
100㎡超～200㎡以下	38,760円	66,300円	
200㎡超～500㎡以下	61,200円	88,740円	
500㎡超～1,000㎡以下		157,080円	
1,000㎡超～2,000㎡以下		214,200円	
2,000㎡超～5,000㎡以下		377,400円	
5,000㎡超～10,000㎡以下		508,980円	
10,000㎡超～50,000㎡以下		676,260円	
50,000㎡超		1,103,640円	
建築設備		23,460円	
工作物		37,740円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積(※3)	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～500㎡以下	142,800円
500㎡超～1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2 変更認定申請手数料（法31I関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法30IIの申出を行う場合のみ合計
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・審査を求める場合のみ合計

○ 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- 2) 共同住宅等の場合
 - ・住戸の部分のみ（一戸につき） : 区分「1」
 - ・住棟全体 : 区分「2」
- 3) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ（一戸につき） : 区分「1」
 - ・非住宅部分のみ : 区分「3」
 - ・建築物全体 : 区分「2」+「3」

【表1】基本額

区分	対象	床面積	評価建築物（※1）	簡易評価法建築物（※2）	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,120円	/	38,760円
		200㎡以上 ～	6,120円		42,840円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円		77,520円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	22,440円		129,540円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	51,000円		219,300円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	89,760円		314,160円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	134,640円		608,940円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	205,020円		1,080,180円
3	非住宅建築物	50,000㎡超 ～	311,100円		1,991,040円
		0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円		255,000円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	30,600円		412,080円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	89,760円		587,520円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	142,800円		724,200円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	179,520円		855,780円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	224,400円	976,140円	
		50,000㎡超 ～	314,160円	1,216,860円	

【表2】建築確認申請手数料相当

建築物	変更に係る部分の床面積の1/2 +増築部分の床面積	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
	30㎡以下	9,180円	18,360円
30㎡超～ 100㎡以下	31,620円	57,120円	
100㎡超～ 200㎡以下	38,760円	66,300円	
200㎡超～ 500㎡以下	61,200円	88,740円	
500㎡超～ 1,000㎡以下		157,080円	
1,000㎡超～ 2,000㎡以下		214,200円	
2,000㎡超～ 5,000㎡以下		377,400円	
5,000㎡超～ 10,000㎡以下		508,980円	
10,000㎡超～ 50,000㎡以下		676,260円	
50,000㎡超		1,103,640円	
建築設備		16,320円	
工作物		26,520円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

変更に係る部分の床面積の1/2 (増築する場合は別に定める規定による)（※3）	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～ 500㎡以下	142,800円
500㎡超～ 1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～ 10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～ 50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

3 算定事例

【事例1】

一戸建ての住宅（100㎡、評価建築物又は簡易評価建築物（以下、評価建築物等）ではない。）の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 38,760 \text{円}}$$

【事例2】

事務所併用住宅（住宅部分：160㎡、事務所部分50㎡）（評価建築物等ではない。）の非住宅部分のみの建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 255,000 \text{円}}$$

【事例3】

総住戸数 20戸、延べ面積 1,650㎡（住戸専用部分：1,500㎡、共用部分150㎡）のマンション（評価建築物ではない。）の住戸の部分（10戸分、各住戸 75㎡）のみの建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合であって、かつ、法30Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 38,760 \text{円/戸} \times 10 \text{戸} + 214,200 \text{円} + 189,410 \text{円} = 791,210 \text{円}}$$

（内訳）

- ① 基本額 = 10戸分の住戸部分の相当額 = 387,600円
- ② 建築確認申請手数料相当額 = 延べ面積（1,650㎡）相当額 = 214,200円
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額 = 対象床面積（1,650㎡）相当額 = 189,410円

【事例4】

総住戸数 20戸、延べ面積1,850㎡（住戸専用部分：1,500㎡、共用部分：150㎡、1F店舗部分：200㎡）の店舗付きマンション（評価建築物ではない。）の建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合であって、かつ、法54Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 384,540 \text{円} + 214,200 \text{円} + 189,410 \text{円} = 788,150 \text{円}}$$

（内訳）

- ① 基本額 = 129,540円 + 255,000円 = 384,540円
- ② 建築確認申請手数料相当額 = 214,200円
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額 = 189,410円

【事例5】

延べ面積 6,000㎡のホテル（評価建築物ではない。）の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 724,200 \text{円}}$$